

相談支援事業関係Q & A

分類	質問の内容	回答
サービス利用計画作成費	市町村において、サービス利用計画を作成した場合も国庫負担対象となるか。	市町村が、都道府県から指定相談支援事業者の指定を受けて行う指定相談支援については、国庫負担対象（サービス利用計画作成費）として差し支えない。
	サービス利用計画作成費の国庫負担基準額を算定する過程でサービス利用者の10%に相当する人数を算出するが、その端数処理についてどうすればよいか。	原則として、1人未満の端数については四捨五入とする。ただし、サービス利用者数が少なく、10%に相当する人数が1人未満の場合は1人とする。
	サービス利用計画の作成に関して、統一したアセスメント票やケア計画表等の様式が示されるのか。	今回、新たにサービス利用計画に関する統一した様式を示す予定はなく、各事業者ごとに、障害者ケアガイドラインの各種様式等を参考にそれぞれ作成されるべきものと考えている。
	サービス利用計画作成費の支給の申請について。	サービス利用計画作成費は、利用者の申請に基づいて市町村が支給することになるが、自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難な者を主たる対象としていることから、市町村は、形式的に申請を待つだけではなく、相談支援事業者やサービス事業者と連携するなどして、指定相談支援が必要な利用者が申請できるよう申請に係る援助等を行うことが望ましいと考えている。
	自立支援法第32条第1項において、サービス利用計画作成費の支給対象となる者について「厚生労働省令で定める数以上の障害福祉サービスを利用するもの」と定められているが、ここにいうサービスの利用数についてはいくつ以上となるのか。	サービス利用計画作成費の支給対象となる者の障害福祉サービスの利用数は「1以上」とし、複数のサービスを利用することを要しないこととする。
	サービス利用計画作成費の支給対象者として、「極めて重度な身体障害のため、サービス利用に必要な連絡・調整ができない者」とあるが、障害程度区分○以上等の基準はあるのか。	単身等で自らサービスの利用調整が困難である者として、知的障害者及び精神障害者に加えて、極めて重度の身体障害者を例示的にお示したところであり、例えば、コミュニケーションが困難であるために連絡調整が取れないなど個別にサービス利用計画作成費の必要性を市町村において判断することとし、国として障害程度区分が○以上等の基準を示す考えはない。
	サービス利用計画作成費の支給期間について	サービス利用計画作成費の支給期間は、 ①入所・入院から地域生活へ移行するため一定期間集中的な支援を必要とする者については6月の範囲内、 ②単身生活者等であって自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難な

分類	質問の内容	回答
		<p>者又は重度障害者等包括支援対象者であって重度訪問介護等他の障害福祉サービスの支給決定を受けた者については利用する障害福祉サービスの支給決定期間の範囲内としているところであるが、 具体的には、 ①については、指定相談支援の提供を開始する月を含めて6月の範囲内で月を単位として市町村が定めるものとし、 ②については、当該支給決定障害者等に係る障害福祉サービスの支給決定の有効期間（2以上のサービスを受ける場合にあっては最短のもの）の範囲内で月を単位として市町村が定めるものとする。</p>
	<p>指定相談支援の提供が適切に行われない場合のサービス利用計画作成費の算定についてはどのようにするのか。</p>	<p>① 当該事業所の相談支援専門員が、サービス利用計画の作成のためのアセスメントに当たって、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までサービス利用計画作成費を算定しない。</p> <p>② 当該事業所の相談支援専門員が、サービス利用計画の原案について、サービス担当者会議等を行って担当者等からの専門的意見を求めている場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までサービス利用計画作成費を算定しない。</p> <p>③ 当該事業所の相談支援専門員が、サービス利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までサービス利用計画作成費を算定しない。</p> <p>④ 当該事業所の相談支援専門員が、作成されたサービス利用計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までサービス利用計画作成費を算定しない。</p> <p>⑤ 当該事業所の相談支援専門員が1月に1回以上利用者の居宅を訪問してモニタリングを行っていない場合には、その月のサービス利用計画作成費を算定しない。</p> <p>⑥ 当該事業所の相談支援専門員が、計画作成対象障害者等が支給決定の変更を受けた際に、サービス担当者会議等を行って担当者等からの専門的意見を求めている場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までサービス利用計画作成費を算定しない。</p>

分類	質問の内容	回答
		<p>⑦ ①から④までについては、サービス利用計画の変更を行った場合も同様の扱いとする。</p> <p>ただし、①から⑦の場合において、上限額管理事務を行った場合については所定単位数に代えて、1月につき150単位を算定する。</p>
	<p>月の途中から指定相談支援を提供した場合や、月の途中で利用者が死亡・施設入所した場合のサービス利用計画作成費の算定について。</p>	<p>月の途中から指定相談支援の提供を開始した場合には、当該月末までに「障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令第173号）」に定めるアセスメント・モニタリング等の基準を満たした指定相談支援を適正に提供した場合はサービス利用計画作成費を算定するものとする。</p> <p>月の途中で利用者が死亡又は施設入所した場合には、当該月において死亡又は施設入所の時点までに同様の基準を満たした指定相談支援を適正に提供した場合はサービス利用計画作成費を算定するものとする。</p>
	<p>月の途中で指定相談支援事業者の変更があった場合の上限額管理の取り扱いについて。</p>	<p>月の途中で指定相談支援事業者の変更があった場合には、変更が月末であるときなど、変更前の指定相談支援事業者が当該月の上限額管理を行った方が事務処理上円滑な場合を除き、原則として月末時点における指定相談支援事業者が上限額管理を行うものとする。</p>
	<p>月の途中で利用者が他市町村へ転出した場合のサービス利用計画作成費の取り扱いについて。</p>	<p>月の途中で転居等の理由により支給決定権者となる市町村が変更となった場合は、変更の前後それぞれの利用者負担額は合算せず、変更の前後それぞれに上限額管理を行うこととする。その場合、変更の前後で上限額管理を行ったときは、それぞれの指定相談支援事業者においてサービス利用計画作成費Ⅱを算定するものとする。</p>
	<p>上限額管理の取扱に係る留意事項について (サービス利用計画作成費Ⅱの算定)</p>	<p>サービス利用計画作成費の対象者に係る上限額管理事務については、指定相談支援事業者が行うこととし、行った場合はサービス利用計画作成費Ⅱを算定することになるが、次の場合は算定しない(サービス利用計画作成費Ⅰを算定する。)取扱とするので留意すること。</p> <p>① 1月の利用者負担額の合計が負担上限月額を超過していない場合 ② 利用者負担額の優先徴収順位(6月課長会議資料「平成18年10月からの利用者負担の上限額管理方法について」)が最も高い指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等における利用者負担額が、その1か所のみで負担上限月額を超過している場合</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
相談支援専門員	相談支援専門員の実務経験について、相談支援専門員として配置される時点で満たしていればよく、研修受講時に満たしている必要はないということでしょうか。	お見込みのとおり。
	相談支援専門員の要件となる実務経験に関して、社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年の実務経験があればよいのか。	お見込みのとおり。社会福祉主事任用資格等の資格を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではない。
	相談支援専門員の要件となる実務経験に関して、児童指導員任用資格者が社会福祉主事任用資格者等とされているが、精神障害者社会復帰指導員任用資格者は含まれないのか。	精神障害者社会復帰指導員任用資格者についても、「社会福祉主事任用資格者等」に含まれることとする。
	相談支援専門員の実務経験等の具体的な確認方法はどのように考えているか。	現に勤務する施設等の長が業務内容や勤務日数を証明し、当該証明書を事業者指定の際に添付する相談支援専門員等の経歴書に添付することにより確認を行うことを想定している。過去に、その他の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も併せて確認することになる。 また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しを添付すること。
相談支援専門員	いわゆる小規模作業所の職員は、相談支援専門員及びサービス管理責任者の実務経験に含まれるか。	公的な補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。
	実務経験に関して、児童相談所以外の障害児関連施設における経験が実務経験として挙げられていないが、これら以外の施設による経験も実務経験と解してよいのか。	実務経験となる障害児関連施設としては、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児（者）通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれるものとする。
相談支援事業（地域生活支援事業）	市町村相談支援機能強化事業により配置する専門的職員は常勤でなければならないのか。	専門的職員は、必ずしも常勤である必要はない。市町村内又は圏域内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案して、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を常勤で配置したり、複数の専門的職員（非常勤）を組み合わせることで地域の多様なニーズに対応することも考えられる。 地域自立支援協議会において、本事業によって配置する専門的職員について協議し、実施計画を作成するとともに、都道府県自立支援協議会から当該実施計画に係る評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。